

千葉県香取市

令和元年5月28日

16時 発表

件名 部長級管理職手当の過支給について 概要

香取市では、平成18年度に人事院勧告等を踏まえ、平成19年4月1日から支給する管理職手当の額を、定率制から定額制にするため、条例等を改正しましたが、この条例等改正時の事務処理の誤りにより、管理職のうち部長級職員の管理職手当について、条例と規則に不整合が生じ、規則で定めた額（64,000円）が、条例の上限割合（13/100）を超える事態が発生していました。

市立病院を設置するにあたり、香取市東庄町病院組合と事務調整を進める中で、平成31年1月に不整合の事実を確認したことから、過去の支払等調査を行い、その結果を踏まえ、不整合を解消するための対応及び管理監督責任を明らかにするため、6月香取市議会定例会に関係議案を提出します。

- (1) 発生内容 管理職手当の額が条例の上限割合を超えた者36人、
支払総額984,823円（平成19年4月～平成31年3月）
- (2) 発生要因等 条例等改正時の事務処理誤り
- (3) 対応方針
 - ・管理職手当支給の上限割合を改正前の割合（20/100）に戻し、これを遡及する「香取市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議案提出
 - ・市長の7月の給与月額を10%減じた額とする「市長の給与月額の特例に関する条例」を議案提出
 - ・条例に基づき支給される手当の点検を実施
- (4) 再発防止策
 - ・条例等改正事務に対する専門性の向上
（H30～特定任期付職員（弁護士）審査実施）
 - ・確認・点検作業の周知徹底
 - ・給与システムの改修検討
 - ・給与担当者研修の実施

全庁での再発防止のための取組

全職員に対し事務処理の厳格化を徹底するとともに、再発防止と適正な事務執行に努めて参ります。

【問い合わせ先】

香取市総務企画部

担当者 総務課長 平野 靖

電話 0478-50-1240

ファクシ 0478-52-4566